

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫が病気を患い、長期入院するなどしたため、収入が無くなったので、免除申請を行った。A町の国民年金被保険者名簿を見ても、免除期間となっている。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A町保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、昭和55年以降、申立期間は、国民年金の強制被保険者として管理されるとともに、申請免除期間となっていたことが確認できるが、申立人の妻は申立期間において厚生年金保険に加入しており、申立人の妻が60歳となった平成12年に特別支給の老齢厚生年金裁定請求手続を行った後の同年3月に、申立人は、制度上、申立期間については強制被保険者とならないことが判明したことから、申立人の年金記録については、申立期間の被保険者資格が取り消され、免除期間から未加入期間へと記録が訂正されている。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約20年の長期間にわたり醸成されてきていたものであり、申立期間について、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制被保険者期間でなくなったことを理由として、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

また、申立期間の直後の保険料が納付済みとされている期間については、申立期間と同様に、制度上は強制被保険者とならない期間であるが、申立人は現在も強制被保険者として管理されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで
未納となっていた国民年金保険料を夫の分と一緒に納めたのに、夫の分だけが納付済みとなっていて、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納にしていた申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫の分と一緒に納付したと主張しているところ、A社会保険事務所保管の特殊台帳によると、申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び44年4月から46年3月までの期間の保険料並びに申立期間を含む申立人の夫の43年12月から46年3月までの期間の保険料は、50年12月に特例納付されていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び申立期間直後の44年4月から46年3月までの期間の保険料は、50年12月に特例納付されているが、特例納付は、本来、先に経過した月の分から順次納付することとなるので、申立期間のみを未納とすることは制度上不合理である。

さらに、申立人の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付済みとなっている上、申立人の夫も全期間納付済みとなっており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月までの期間、63 年 4 月から同年 12 月までの期間、平成 2 年 2 月から 3 年 3 月までの期間及び 7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで
③ 平成 2 年 2 月から 3 年 3 月まで
④ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで

申立期間①、②及び③については、昭和までは親が私の国民年金保険料を納付し、平成に入ってからでは自分で保険料を納付していた。申立期間④については、友人に 1 年分の保険料をまとめて渡し、納付してもらった。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は、昭和までは申立人の親が納付していたと主張しているが、申立人は、その親から保険料の納付状況について具体的な話を聞いたことは無いとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、申立期間①と②の間の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②と③の間の平成元年 1 月から 2 年 1 月までの期間について、それぞれ時効直前である同年 3 月 20 日及び 3 年 3 月 4 日にまとめて過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度納付の時点では、申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

2 申立期間③について、申立人は、平成になってからは自分で保険料を納付するようになったとしているが、具体的にいつの時期から自分で納付す

るようになったかの記憶は曖昧^{あいまい}であり、納付方法についても、自宅に届いた納付書を持ってA市役所に行き、保険料を納付していたとしているが、納付書がどこから送付されたものかについて記憶は無く、何月分の保険料を納付していたかについても、十分に認識していなかったとしている。

また、申立人は、自分で国民年金保険料を納付するようになってからは、毎月1万円ずつ定期預金し、春先にまとめて十数万円を納付していたとしており、納付するのは1年に1回だけだったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、平成3年から7年にかけて、毎年、春先に一括で保険料を納付していることが確認できる。仮に申立期間③について、保険料をまとめて納付したとすると、前述のとおり、平成3年3月4日には過年度納付されていることから、1年間でまとめて納付した回数が2回となり、まとめて納付していたのは1年に1回だけであるという申立人の主張には不自然な点がみられる。

- 3 申立期間④について、申立人は、申立人の友人に1年分の保険料である十数万円を渡し、保険料を納付してもらったとしているが、納付の依頼を受けた申立人の友人によると、保険料の納付を頼まれた記憶はあるが、納付した時期については、はっきり覚えていないとしており、納付した金額についても、3か月分の保険料で2万円くらいだったと思うとするなど、申立人の主張と符合しない。なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の昭和63年1月から同年3月までの保険料2万2,200円が平成2年3月20日に過年度納付されていることが確認できる。
- 4 そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの期間及び46年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで
② 昭和46年11月から48年3月まで

私は県外の大学に通っていたが、母が、昭和44年1月にA市で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していた。46年11月からは、当時の勤務先の所長の奥さんか私のどちらかが保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、昭和44年1月にA市で国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人が加入当初から所持しているとする国民年金手帳の記号番号は、B区から払い出されており、同年金手帳にはB区の住所及び変更後の住所欄にA市の住所が記載されている上、戸籍の附票によると、申立人がB区に住所を定めた年月日は、48年4月7日であることが確認できることから、申立内容には不合理な点がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年2月に払い出されており、その時点で、申立期間①及び②の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、勤務先の所長夫人か申立人のどちらかが納付していたとしているが、勤務先の所長夫人は、従業員の保険料を納付したことは無いとしている上、申立期間当時、申立人の住所はA市に登録されているため、B区に住む申立人に納付書は送付されないと考えられることから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から49年3月まで
妻が私の国民年金保険料をまとめて納めたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和50年前後に申立期間の保険料をまとめて納付したとしているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の49年4月から50年1月までの保険料は、51年7月にまとめて納付されていることが確認できることから、その時点で申立期間については時効により納付できない期間である。

また、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立人の妻の昭和45年12月から46年3月までの期間及び同年9月から47年3月までの期間の保険料は、第2回特例納付実施期間中であった50年12月に特例納付されているが、仮にこの時点で申立人の保険料も一緒に特例納付するとしても、第2回特例納付による納付可能期間は48年3月以前の期間であり、申立期間のほとんどは納付できない期間であることから、申立期間をまとめて納付できるのは、国民年金手帳記号番号が払い出された49年12月から時効の期限である50年4月までの期間となるが、申立人及びその妻のこれまでの保険料納付の経過を踏まえると、当該期間中に申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料をまとめて納付したとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人によれば、申立人の妻からは話を聞ける状態でないとしており、具体的な保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成4年度の国民年金保険料について、納付書が来た後、納付の督促状が4、5回来たので、保険料を4回に分けて役場の窓口で納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を4回に分けて納付したとしているが、聴取の都度、保険料を納付した時期、納付した回数及び1回ごとに納付した月数について、供述内容に変遷が見られるなど、保険料を納付したとする申立人の主張は信憑性^{しんぴやう}が高いとは言い難い。

また、申立人は、最終的な供述として、申立期間の平成4年度国民年金保険料について、納付の督促状が年に4、5回来たので、そのたびに保険料を納めなければと思い納付したとし、平成4年5月か6月に2か月分、同年8月に3か月分、同年10月か11月に3、4、5か月分及び5年2月に2か月分の保険料を納付したとしているが、A村では、この納付状況では平成4年度中に4、5回に及ぶ納付の督促状を出す機会は無いとしており、保険料を納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を4回に分けて納付したとしているが、A村では、昭和58年度から国民年金事務処理に係る電算化システムが導入されていた上、申立期間は社会保険庁における事務処理のオンライン化後の期間であり、同一人に対し、行政側に度重なる記録管理の不備があったとは考え難い。

加えて、申立人は、平成2年6月10日から5年3月20日まで、A村以外に住民票を異動したことが無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が

払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 548

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から60年8月まで
昭和58年10月31日に会社を退職した時点で国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号から、昭和60年9月ごろに払い出されたものと推認できるが、申立期間は、申立人が老齢年金の受給資格期間を満たしていること及び申立人の妻が被用者年金制度の被保険者であることから任意加入対象期間となり、制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

また、申立人は既に他界している上、申立人の妻は申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和38年以降、A市（現在は、B市）以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 53 年 3 月まで

当時、A 町では 20 歳になると各町内会の係が年金納入通知書を持ってきて集金していた。私は B 市で働いていて親に送金し、その中から年金、税金などを納付してもらっていた。その親も高齢となり、聞くこともできない。

納付済みとばかり思っていたので、この年金記録にただただ驚いている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B 市で出稼ぎをしていた時期には申立人の母に納付を依頼し、A 町の実家に戻る降雪期は自身で集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料を納め始めたころに申立人の母からオレンジ色の年金手帳をもらったとしており、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年 11 月から発行が開始されたものであることから、44 年から保険料を納付していたとする申立人の主張には不合理な点がみられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付し始めたころの保険料額は 3,500 円から 5,000 円程度であったとしているが、申立人が 20 歳に到達した昭和 44 年度の保険料額は 450 円であり、申立人の供述とは符合しない。

なお、社会保険庁のオンライン記録上、申立人の国民年金保険料の納付が開始されている昭和 53 年度の保険料額は 2,730 円である。

さらに、C 社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 6 月に払い出されており、払出時点で、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間当時、A 町以外で加入手続及び保険料納付を

行ったことは無いとしているなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年7月までの期間及び44年10月から48年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年7月まで
② 昭和44年10月から48年2月まで

申立期間①については、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。結婚して1か月くらいしてから、今後は自分で納めるように、と母から国民年金手帳を渡された。申立期間②については、昭和42年以降、継続して納税組合の集金により保険料を納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の母は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母は申立人の姉の保険料も納付していたとしているが、A市保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳によると、申立期間当時同居していた申立人の姉は、申立期間を含む昭和36年4月から38年3月までの期間について申請免除となっている。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、申立人の姉の保険料が申請免除されていたことについて、当時は経済的に大変であったこともあり、申立人の母が申立人の姉に係る申請免除の手続をしたと思うとしており、自身の保険料についても、申立期間の保険料は納付されなかったものと納得したとしている。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 42 年に国民年金に加入し、その後は継続して保険料を納付していたとしているが、申立期間②のうち、44 年 10 月から 47 年 8 月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できることから、国民年金の被保険者とはなることができなかったほか、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る 44 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は 45 年 6 月に還付されたことが確認できることから、申立人は 44 年 10 月に国民年金被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

また、申立人は、納税組合の集金により保険料を納付したとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が納付組織に所属していたことは確認できるものの、昭和 44 年 10 月に国民年金被保険者資格を喪失した後、48 年 3 月に被保険者資格を再取得したことが確認できることから、申立期間②は国民年金に加入していなかった期間となり、申立人に対し保険料の集金が行われることは無く、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、昭和 44 年 10 月から 47 年 8 月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、国民年金に加入する必要が無かったものと納得しており、47 年 9 月から 48 年 2 月までの期間は保険料を納付していなかったと思うとしている。

3 そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 49 年 2 月から勤務した会社で同年 4 月から厚生年金保険に加入したが、51 年 3 月まで国民年金に加入し続け、国民年金保険料を納付し、国民健康保険についても同様にした。その後、国民年金と国民健康保険の被保険者資格の喪失手続きをし、国民健康保険については、二重に納付した保険料の還付を受けたが、国民年金については、二重に納付した保険料の還付は受けておらず、還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないとしているが、A 社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立期間を含む昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間の保険料について還付決定がなされたことが確認でき、申立期間は厚生年金保険被保険者期間である上、申立期間以前に充当可能な国民年金の未納期間も無いことから、申立期間の保険料が還付されたことに不自然さはみられない。

また、B 市保管の国民年金被保険者名簿には、摘要欄に「S51.2.28 還付請求 26,400 円」、保険料還付欄に「還付年月日 51.4.30 期間 49.2~51.3 金額 26,400 円」と記載されており、昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間の保険料 2 万 6,400 円が還付されたことが確認できる上、還付金額も当時の保険料額と一致していることから、当該還付手続については適正に事務処理がなされたものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月及び同年5月

私は、A市から届いた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前である申立期間当時について、国民年金への加入手続をしたとすれば自分以外に考えられないとしているものの、自身で手続をした記憶は無いとしており、申立人自身が役所の窓口で手続を行ったのは、昭和56年に申立人の夫が死亡した際、社会保険事務所に行ったのが最初であることから、申立期間にかかる国民年金保険料の納付書は、市役所から自動的に送付されてきたとしているが、A市では、当時、国民年金への加入手続を行っていない者に納付書を送付することは、通常ではあり得ないとしている。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和53年12月1日であり、申立人が所持している年金手帳にも、初めて被保険者となった日として53年12月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間となり、納付書が発行されることは無く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は昭和45年12月以降、A市以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 5 月から国民年金に任意加入し、居住している団地内にあつた農協の支所で、毎月、納付書を使って国民年金保険料を納付していた。任意加入をやめる手続はしておらず、未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月に国民年金に任意加入し、申立期間も継続して国民年金保険料を納付したとしているが、A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、58 年 2 月に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立人の所持する年金手帳においても、同年同月に被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対し納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、昭和 48 年 11 月以降、A 市以外に住居登録をしていないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 554

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 48 年 3 月まで
家が商売をしていて、経理関係はすべて母が行っていたので、私の国民年金保険料は母が納めていたはずだ。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母から聴取したが、加入した時期や納付したことを裏付ける具体的な証言は得られず、加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 4 月に払い出されており、その時点で、申立期間のうち、45 年 12 月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、申立人の母は、保険料をまとめて納付したことも無いとしている。

さらに、申立人は、20 歳以降、A 町以外に住民登録したことは無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月及び同年3月

私は、A区からB町に戻ってきた昭和46年ごろ、農協に勤めていた親戚の人に、20歳から国民年金に入ることを教えられて役場で国民年金に加入した。加入した後、保険料を何回かに分けて役場で納めたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月にB町役場で申立期間に係る国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人の住民票では46年4月2日にA区からB町（現在は、C市）に転入していることが確認できることから、転入前の時期に住居登録をしていないB町で国民年金への加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は、20歳になる昭和46年*月から国民年金に加入したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳に初めて被保険者となった日として46年4月2日と記載されており、C市保管の国民年金被保険者名簿においても同様に資格取得年月日は46年4月2日との記載があることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、A区では国民年金に加入したことが無く、昭和46年4月以後はB町以外に住居登録をしたことが無いなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 46 年に結婚した時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年に結婚し、同時期に 20 歳になったため、A 市役所で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたと主張している。しかし、申立期間の大部分は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから任意加入対象期間となり、申立人は、制度上、任意加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することになるところ、申立人の所持する国民年金手帳には 54 年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、社会保険庁保管の特殊台帳及び A 市保管の被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致するなど、20 歳到達時に国民年金への加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない。

また、B 社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 6 月に払い出されており、制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、20 歳到達以降、A 市以外に住民登録をしていないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 557

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月から同年 12 月まで
平成 15 年度分の国民年金保険料について、平成 15 年 6 月までは全額免除になっていて、16 年 1 月から全額免除になっているのに、15 年 7 月から同年 12 月までの期間が空いていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年に初めて A 町役場で国民年金保険料の免除申請手続きを行い、その後、一般的な役所の手続関係は年度当初である 4 月から始まるので、その前の 3 月ごろに再度、免除申請手続きを行ったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 14 年 11 月 13 日に行われた免除申請に基づき、14 年 10 月から 15 年 6 月までの保険料の全額免除が承認され、同様に、16 年 2 月 16 日に行われた免除申請に基づき、16 年 1 月から同年 6 月までの保険料の全額免除が承認されていることが確認できる。申立期間当時、保険料の免除承認期間は、申請日の属する月の前月から申請のあった日の属する年の 6 月まで（申請のあった日の属する月が 7 月から 12 月までの場合は翌年の 6 月まで）と定められていたことから、申立人の保険料免除に係る社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年1月までの期間、46年1月から48年10月までの期間及び平成6年5月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年1月まで
② 昭和46年1月から48年10月まで
③ 平成6年5月から9年2月まで

私は、厚生年金保険に加入していた期間に国民年金にも加入していた。その期間も国民年金保険料を納めていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付した保険料額について、具体的な供述が無く、申立期間に係る保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、申立期間について厚生年金保険と国民年金に重複して加入したとしているが、制度上、厚生年金保険と国民年金に重複して加入することはできず、国民年金被保険者が厚生年金保険被保険者資格を取得した場合は、国民年金の被保険者資格を喪失し、重複して加入した期間に係る国民年金保険料は還付されることとなる。

2 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①に係る国民年金被保険者資格は、平成16年10月に、昭和43年11月から44年1月までの厚生年金保険被保険者資格期間が追加処理されたことにより、43年11月1日に喪失した旨処理されるとともに、納付済みの43年11月から44年1月までの国民年金保険料は平成16年11月に還付されている。

また、申立期間②について、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②に係る国民年金被保険者資格は昭和46年1月4日に喪失すると

ともに、納付済みの 46 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料は、46 年 3 月に還付されている。

さらに、申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間③に係る国民年金被保険者資格は平成 6 年 5 月 1 日に喪失するとともに、納付済みの 6 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料は、7 年 2 月に還付されている。

したがって、申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金被保険者資格は喪失処理されており、厚生年金保険と重複加入した期間に係る国民年金保険料は還付されていることが確認できることから、行政側の事務処理に不備は認められない。

- 3 そのほか、申立人は、20 歳以後に B 市（現在は、A 市）以外に住民登録をしたことが無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。